

特定個人情報保護評価計画管理書

評価実施機関名

群馬県草津町長

作成・最終更新日

令和5年12月20日

担当部署

愛町部住民課

[平成31年1月 様式1]

特定個人情報保護評価計画管理書

評価書番号	法令上の根拠	事務の名称	システムの名称	情報連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価		備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値判断	前回実施日	次回実施予定日		
1	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人	住民基本台帳に関する事務	住基システム 中間サーバー 住基ネットCS	○	平成31年4月1日		基礎				愛町部住民課
2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の16の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条	個人住民税の賦課徴収に関する事務	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス (eLTAX) 収納消込システム 滞納整理システム 総合宛名システム 中間サーバー	○	平成31年4月1日		基礎				愛町部税務課
3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の16の項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条	固定資産税の賦課徴収に関する事務	固定資産税システム 収納消込システム 滞納整理システム 総合宛名システム 地方税電子申告支援サービス (eLTAX) 中間サーバー	○	平成31年4月1日		基礎				愛町部税務課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価		備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日		
4	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1号別表第一 16項 番号法第9条第3項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条	軽自動車税システム 収納消込システム 滞納整理システム 統合宛名システム 中間サーバー	軽自動車税の賦課徴収に関する事務	○	平成31年4月1日		基礎				愛町部税務課

評価書番号	法令上の根拠	事務の名称	システムの名称	情報連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価		備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値判断	前回実施日	次回実施予定日		
5	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の16の項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条	法人市民税の賦課徴収に関する事務	法人市民税システム 地方税電子申告支援サービス(eLTAX) 収納済込システム 滞納整理システム 統合宛名システム 中間サーバー	×	平成31年4月1日		基礎			当該事務において個人番号を利用しない	愛町部税務課
6	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16、30項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条	-----	国民健康保険(資格)システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム	○	平成31年4月1日		基礎				愛町部住民課
7	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表第一の第31の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第24条の2	国民年金関係事務	国民年金システム 統合宛名システム	○	平成31年4月1日		基礎				愛町部住民課
8	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表第一第59項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第46条	後期高齢者医療保険関係事務	後期高齢者医療システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム	○	平成31年4月1日		基礎				愛町部住民課

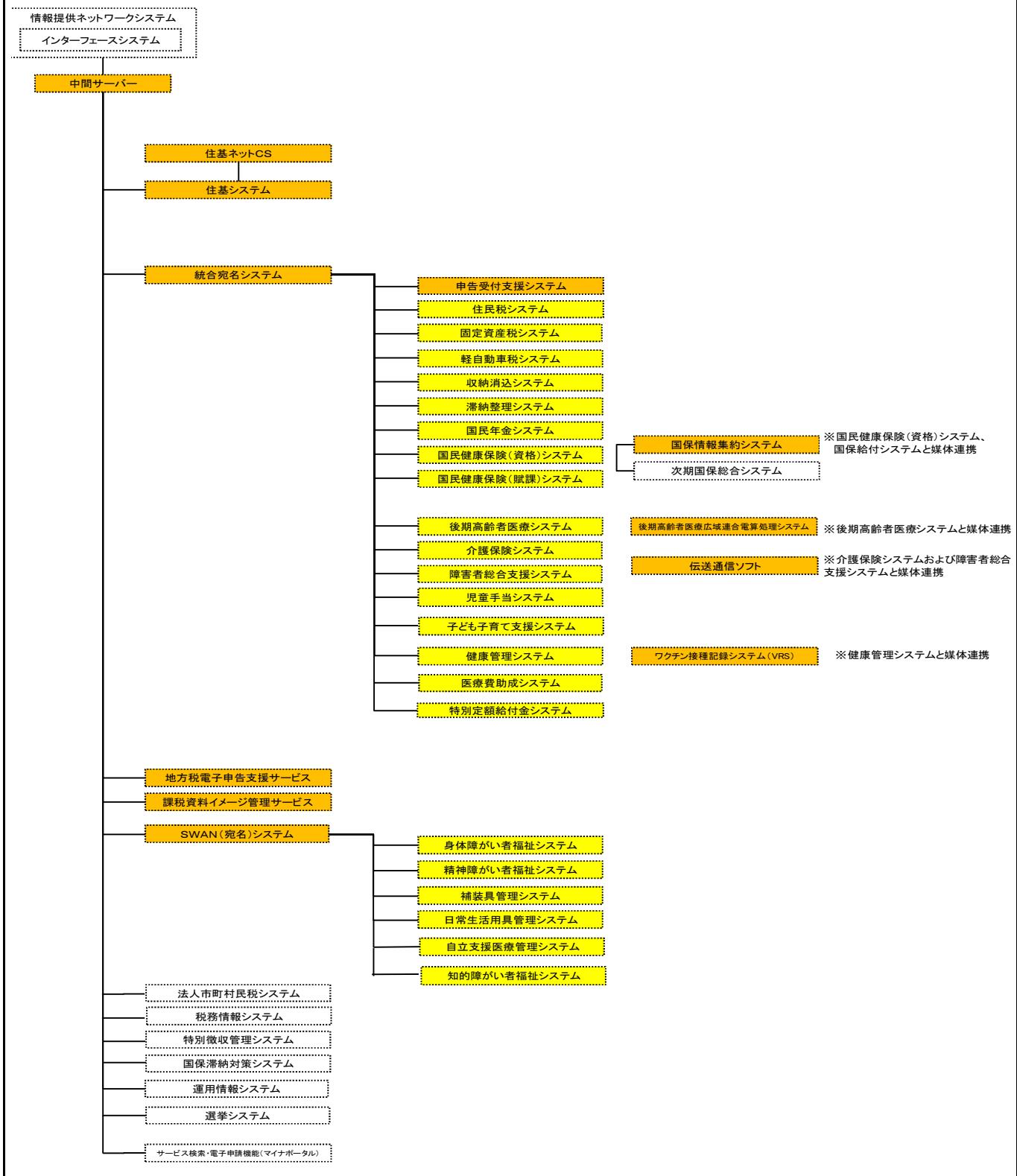
評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価		備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日		
9	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下「番号法」)第9条第1項、別表第一の94項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第68条	子ども子育て支援関係事務	子ども子育て支援システム 統合宛名システム 中間サーバー	○	平成31年4月1日		基礎				教育委員会事務局

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価		備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日		
10	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の第37項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第29条	児童手当支給に関する事務	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー	○	平成31年4月1日		基礎				愛町部住民課
11	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の第68の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第50条	介護保険に関する事務	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト(国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会等の間で、データの送受信を行うシステム)	○	平成31年4月1日		基礎				愛町部福祉課
12	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の第8項、第11項、第12項、第14項、第34項、第84項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第60条	障害者福祉に関する事務	SWANシステム 障害者総合支援システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト	○	平成31年4月1日		基礎				愛町部福祉課

評価書番号	法令上の根拠	事務の名称	システムの名称	情報連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価		備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値判断	前回実施日	次回実施予定日		
13	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一の第76項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第54条	健康増進関係事務	健康管理システム統合宛名システム	×	平成31年4月1日		基礎			当該事務において個人番号を利用しない	愛町部健康推進課
14	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の第49項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第40条	母子保健関係事務	健康管理システム統合宛名システム中間サーバー	○	平成31年4月1日		基礎				愛町部健康推進課
15	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の第10項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条	予防接種事務	健康管理システム統合宛名システム中間サーバー	○	平成31年4月1日		基礎				愛町部健康推進課
16	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一第101項番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第74条	*****	特別定額給付金システム	○	平成31年4月1日		基礎				愛町部福祉課

評価書番号	法令上の根拠	事務の名称	システムの名称	情報連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価		備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値判断	前回実施日	次回実施予定日		
17	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の第16,30,59,68,94項並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第16条、第24条、第46条、第50条	地方税及び保険料の納付管理に関する事務	収納消込システム 統合宛名システム	○	平成31年4月25日		基礎				愛町部 税務課、住民課、福祉課、会計課
18	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の第16,30,59,68,94項並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第16条、第24条、第46条、第50条	特定公的給付の支給に関する事務	特別定額給付金システム 統合宛名システム 中間サーバー	○	令和5年1月20日		基礎				愛町部福祉課
19	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の第16,30,59,68,94項並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第16条、第24条、第46条、第50条	特定公的給付の支給に関する事務	特別定額給付金システム 統合宛名システム 中間サーバー	○	令和5年12月20日		基礎				愛町部福祉課

(別添1) システム概要図



(別添2) 各システムの個人番号へのアクセス

1. 個人番号にアクセスできるシステム

個人番号を直接保有するシステム	住基システム・統合宛名システム・住基ネット・地方税電子申告支援サービス・課税資料イメージ管理サービス・SWAN宛名システム・国保情報集約システム・後期高齢者医療広域連合電算処理システム・伝送通信ソフト・ワクチン接種記録システム(VRS)・中間サーバー
他のシステムを参照することで個人番号にアクセスできるシステム	申告受付支援システム・住民税システム・固定資産税システム・軽自動車税システム・収納消込システム・滞納整理システム・国民年金システム・国民健康保険(賦課)システム・国民健康保険(資格)システム・後期高齢医療システム・介護保険システム・障害者総合支援システム・児童手当システム・子ども子育て支援システム・健康管理システム・医療費助成システム・特別定額給付金システム・身体障がい者福祉システム・精神障がい者福祉システム・補装具管理システム・日常生活用具管理システム・自立支援医療管理システム・知的障がい者福祉システム

2. 個人番号にアクセスできないシステム

ネットワークが物理的に分離しているシステム	レセプト管理システム・特定健診システム・国保情報ネットワークシステム(伝送通信ソフト)
ネットワークが論理的に分離しているシステム	
ネットワークは接続しているが、アクセス制御しているシステム	法人町民税システム・税務情報システム・口座管理システム・特別徴収管理システム・国保滞納対策システム・運用情報システム・選挙システム